

第 8 回 自治基本条例策定審議会 検討シート

検討項目：付属機関等の運営

1 項目のポイントと主な検討事項

市民の意見を市政に反映するために、市が設置できる附属機関は、法律で設置義務があり条例等で委員構成まで決められている審議会、施策に応じて設置される協議会や計画の策定委員会などがあります。このような附属機関は、本来自治を行っていくために重要な位置付けを持つものです。これまでは、特定の団体の代表や有力者が選ばれる傾向がありましたが、一般市民に参加の機会を拡充するものであり、任命過程を透明化するという効果もあると言われています。

また、原則会議はすべて公開とし、各会議により公開の方法が異ならないことが求められます。市民への情報共有・公開のためにも、傍聴者への会議の資料の配布や議事録の速やかな公表等にも努める必要があります。

なお、関市では、関市審議会等の委員選任に関するガイドライン（平成 21 年 11 月 13 日決裁）により審議会等の委員を選任しています。

関市の素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

(例)

①市は、附属機関等の委員を選任する場合は、原則として全部または一部を公募としなければならないこと。また、その委員構成、選出基準等については、著しく不均衡にならないように努めなければならないこと。

②市は、附属機関等の会議は、原則、公開とすること。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・より公正に公募委員が選任されるために、委員の男女比、地域構成、任期の期限や選出方法などが市民に公開されることが必要です。
- ・公募原則の結果、同じ市民がいくつもの委員に就任するという問題も生じてくるため、他の附属機関との重複を避けるなど一定の制限が必要です。
- ・法令または条例に特別に定めのあるもの、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が阻害される恐れのあるときは、非公開とすることができます。

3 意見交換 メモ

検討項目：住民投票

1 項目のポイントと主な検討事項

住民の意見を市政に直接反映する手段として、直接民主制の一方法である住民投票を制度化するものです。多くの自治基本条例に規定されていますが、自治基本条例で定めるのは大枠であり、独自の住民投票条例を制定して詳細を定めることになります。

なお、条文がなくても、住民投票制度を設けることはできるので、住民投票を条文に規定する法的な意味は乏しいのですが、この制度が自治の実現にあたっての基本的かつ重要な制度であるため条例に規定することには大きな意味があると言われています。

条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連する市政運営上の事項について、直接住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握する制度ですが、首長は住民投票によって示された意見を最大限に尊重することが望ましいと言われています。

関市の素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

(例)

- ①市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること。
- ②住民投票を実施する場合には、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること。(個別型の例)
- ③市長は、住民投票の結果を尊重すること。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・住民投票条例には「個別型」と「常設型」の2種類があります。「個別型」は住民意思の確認の必要性が生じた場合に、首長や議員の提案または直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するものです。また「常設型」はあらかじめ住民投票の対象となる事項や発議などを定めた条例が常設され、要件を満たしたとき、住民投票が実施できるものです。実施に要する時間、制度の乱用、大きな経費負担など様々な課題があります。

- ・投票権を有する年齢、永住外国人など参加資格等について各自治体で規定が異なっています。
- ・投票者の総数が投票資格者数の 2 分の 1 に満たない場合は、開票等を行わないことや投票結果を尊重するなど開票・投票結果の取扱いを規定する条例もあります。
- ・住民投票を行う場合には、市長は重要課題に対する十分な情報提供を行い、争点を明らかにするとともに、住民も争点を示し、自主的な活動を行うことができます。
- ・市の権限に属さない事項、特定の市民または地域にのみ関係する事項など住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から除外されると他の条例でも定められています。

3 意見交換 メモ

検討項目：パブリックコメント

1 項目のポイントと主な検討事項

パブリックコメントは、市が定めようとする政策等の案（条例や各種の計画、制度等の案）について、市民から意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見や市の考え方を公表する一連の手続きです。市政における市民参加を図るとともに、政策等の意思決定過程での公正性、透明性を高めることができることから、多くの自治体で実施されています。

関市では、関市パブリックコメント手続き実施要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき、市の重要な計画等を策定する際に市民等の意見を募集しています。

関市の素案には、どのような内容を盛り込んだら良いでしょうか。

(例)

- ①市は、重要な施策の立案に着手しようとするとき、または決定しようとするときは、事前にその内容を公表した上で、市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しなければなりません。
- ②市は、パブリックコメントの実施にあたり、必要な情報を提供し、説明の機会を設けるなど、市民への周知に努めなければなりません。
- ③市は、パブリックコメントを実施したときは、市民の意見を尊重し、施策等に反映させるとともに、市の考え方を公表しなければなりません。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・重要な条例や計画、施策等は、決定する時だけでなく、立案着手しようとするときにも施策等の必要性について事前に市民の意見を問う必要があると言われています。
- ・市民の意見を十分に聞くためには、施策等の内容がよく理解され、市民が意見を出しやすくすることが必要です。そのための情報の提供や説明の場を設けるなど市民への周知徹底が求められます。
- ・市民の意見は十分尊重され、施策等に反映させるとともに市民の意見に対する市の考え方を公表し、説明責任を果たす必要があります。

3 意見交換 メモ

検討項目：市民自治組織の設置と支援

1 項目のポイントと主な検討事項

この項目は、関市の市民自治の仕組みを簡潔に規定するものです。

現在、関市では、小学校区ごとに地域委員会という住民主体の地域づくり組織をつくり、地域と協働してまちづくりを行うことに取り組んでいます。また、この地域委員会が行う地域課題を解決する活動を支援するために、市として交付金を交付しています。

このような、住民自治の仕組みを明らかにすることで、まちづくりがより推進されます。関市の自治基本条例素案には、どのような事項を盛り込んだら良いでしょうか。

(例)

- ①市民は、概ね小学校区に地域課題を解決するために、様々なコミュニティ団体で構成する市民自治組織（地域委員会）を設置することができます。
- ②市民自治組織は、市民に開かれた組織とします。
- ③市民は、市民自治組織の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するように努めなくてはなりません。
- ④市長は、市民自治組織を支援し協働してまちづくりを行います。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・関市として独自の市民自治の仕組みを規定します。
- ・今後、市民が主体となる地域内分権を推進する上で、大変重要な項目になります。
- ・最近制定された自治基本条例には、各自治体独自の自治の仕組みを規定する傾向にあります。

3 意見交換 メモ

検討項目：まちづくりに関する住民満足度調査

1 項目のポイントと主な検討事項

市民のまちづくりに関する満足度を調査し、様々な分野の施策に市民の意見を反映するために、アンケート等の意識調査を行います。現在、関市では、「まちづくり通信簿」という名称のアンケート調査を年1回実施することになっています。

本条例に、この市民満足度調査を実施する義務を課すために、規定をしたらどうでしょうか。

(例)

- ①市長は、市政のあらゆる分野に関して、市民満足度を計る意識調査を年1回実施しなくてはならない。
- ②市長は、住民満足度調査を尊重して、市政を運営しなければならない。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・まちづくりに関する市民意識調査の実施を、市に義務付けるものです。
- ・市民満足度を向上させることが行政の目的であることから、市長は、各種施策において、市民満足度を反映した施策を実施するよう努めなくてはなりません。

3 意見交換 メモ

検討項目：市民活動の支援

1 項目のポイントと主な検討事項

市民活動団体やNPO法人の活動が活発になることにより、様々な視点でまちづくりが行われ、行政を補完する公益的な活動が起こってきます。

そこで、関市として、公益的な活動を行う市民活動団体やNPO法人の活動を支援するために、本条例に、支援を規定したらどうでしょうか。

(例)

- ①市民は、ボランティアやNPO法人等の市民活動団体が行う自主的な公益活動を支援するように努めなくてはならない。
- ②市長は、市民活動団体が行う自主的な公益活動を必要に応じて支援します。

この限りではありませんので、各グループで自由に考えていただき、意見交換をしてください。

2 説明

- ・まちづくりを考える上で、ボランティア、NPO市民活動団体は欠かせない存在になってきました。自主的に公益活動を行う市民活動団体を、市民と行政が理解し、支援することが必要ではないでしょうか。
- ・市民活動団体を支援することは、まちづくりの担い手を育成すること、行政の役割を補完すること、市民サービスの向上につながるなどの利点があります。

3 意見交換 メモ